

新型コロナウイルス感染症 予防対策及び活動指針

令和4年1月20日

名古屋商工会議所 鯨の会

1. 基本指針

「令和3年度鯨の会は会員の新型コロナ感染者0活動を徹底する」

鯨の会は50歳以上の会員で構成されており、「感染しない、感染させない」を徹底して、会の活動においてコロナ感染者を出さないことが最も重要である。「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」「こまめな換気」をはじめとした基本的な感染対策とともに、参加する会員に検温（37.5度以下）を実施し、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状の有無を確認の上、発熱や咳をするなど体調の思わしくない会員は、参加を禁止するなどの措置を継続して実践しながら活動し、地域社会全体の感染症拡大防止に繋げていく。国・愛知県・名古屋市・名古屋商工会議所などから、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集し、各種団体の取り組みを参考にしながら、変化していく状況に応じて対策を講じ実施する。

※以降アンダーラインの箇所が今回の改定箇所になります

2. 指針策定経緯（指針第12版以前の経緯は割愛しました）

（1）本指針は令和3年10月1日に第12版の発信後、愛知県が発出していた厳重警戒措置期間が10月17日をもって解除されました。

以降、基本的なコロナウイルス感染症対策を持続するため、愛知県独自の警戒領域へと移行したので、10月18日以降の指針を改定することとした。（第13版）

（2）本指針は令和3年10月18日に第13版を発信後、コロナウイルス感染者数は少数で落ち着いていましたが、令和4年に入りオミクロン株を起因とする感染者数が増大し、愛知県にまん延防止措置が適用がされることを受け。令和4年1月21日以降の指針を改定することとした。

3. 今後の活動について

(1) 「定例会・総会」について

上記1.基本指針に準じると共に、ハイブリッド方式（対面方式の会議とweb会議を併用すること）による開催を基本とし、対面方式による開催の場合は、開催前に抗原検査等で陽性者の有無を確認するとともに参加人数を会場収容人数の半数以下とすること。その際、陽性反応を示した参加者については参加を辞退していただき、陰性であった参加者同士もマスクを着用した状態で1メートル程度のソーシャルディスタンスが確保できる体制で行う。

万が一、参加した会員が以後1週間以内に新型コロナウイルスに感染した場合、感染した会員は鯨の会総務委員長に速やかに連絡し、感染拡大防止に協力しなければならないものとする。

(2) 「定例会・総会」開催案内発信後の開催可否について

上記1.基本指針に準じ、正副会長委員長会議及び役員会議において開催の可否は決定されるが、開催日前に県或いは国による各種行動制限令等が発せられると予想され、開催可否もしくは開催方法変更についての判断に緊急を要する場合は、各委員長が担当委員会の意見を取りまとめた上、緊急正副会長委員長会議を開催し決定する。

(3) 役員会・委員会活動について

web会議システム等の併用を基本とするが、対面・集合する方式により行う場合は、上記1.基本指針に従うこと。

(4) 研究会・サークル活動について

web会議システム等の併用を推奨するが、対面・集合する方式により行う場合は、上記1.基本指針をなるべく遵守すること。

加えて、研究会・サークルは、鯨の会会員を中心とした有志の会ではあ

ることを踏まえ、名古屋商工会議所及び鯨の会に与える影響を考慮し、活動することを要望する。

(5) 活動後の会食・懇親会について

令和4年1月21日以降に行う、飲食を伴う懇親会・会合については開催地の自治体が発する行動制限規定に従う。併せて、感染症対策実施済店舗の利用、黙食やマスク会食、こまめな手指消毒、大声を出さない席の間隔を空けるなどの感染症対策を徹底して行うこと。

また、体調不良や嗅覚の低下など、自覚症状を少しでも感じた場合は参加を自粛する。

今後も、感染症の拡大状況や国や県などが発する感染症対策指針や要請を確認し、その状況に合わせて開催の可否を慎重に判断されることを要望する。

4. 本指針について

本指針は、新型コロナウイルス感染症予防対策の基本事項を定めたものであり、本指針に定めのない具体的な事項に関しては、上記1.基本指針に従って、各委員会及び研究会・サークル内にて判断するものとする。

今後も、本指針に沿って活動を進めることとし、行政の指針や要請、医療体制の状況、感染症の動向、各種団体における取り組み等を踏まえ、正副会長委員長会議にて、適宜必要な見直しを行うものとする。

5. その他

鯨の会は、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）と、接種証明書アプリの利用を推奨しています。

※接触確認アプリは厚生労働省が配布しており、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について通知を受け取ることができ、接種証明

書アプリは、デジタル庁が配布している新型コロナウイルスワクチン接種
証明用のスマートフォンのアプリです。

第1版	令和2年	8月20日	制定
第2版	令和2年10月	6日	改定
第3版	令和2年11月	26日	改定
第4版	令和3年	1月19日	改定
第5版	令和3年	3月31日	改定
第6版	令和3年	4月20日	改定
第7版	令和3年	5月12日	改定
第8版	令和3年	6月21日	改定
第9版	令和3年	7月12日	改定
第10版	令和3年	8月8日	改定
第11版	令和3年	8月27日	改定
第12版	令和3年10月	1日	改定
第13版	令和3年10月	18日	改定
第14版	令和4年	1月20日	改定